【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二節　審判手続

（審判手続開始の決定）

第百七十八条　内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一　第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二　第百七十二条の二第一項又は第二項に該当する事実

三　第百七十三条第一項に該当する事実

四　第百七十四条第一項に該当する事実

五　第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

２　内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

３　重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する発行開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

４　第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

５　重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（有価証券報告書等及び四半期・半期・臨時報告書等をいう。以下この項並びに第百八十五条の七第二項、第三項及び第十九項において同じ。）を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該継続開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

６　第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

７　第百七十四条第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

８　第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

９　第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二節　審判手続

（審判手続開始の決定）

第百七十八条　内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一　第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二　第百七十二条の二第一項又は第二項に該当する事実

三　第百七十三条第一項に該当する事実

四　第百七十四条第一項に該当する事実

五　第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

２　内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

３　重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する発行開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

４　第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

５　重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（有価証券報告書等及び四半期・半期・臨時報告書等をいう。以下この項並びに第百八十五条の七第二項、第三項及び第十九項において同じ。）を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該継続開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

６　第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

７　第百七十四条第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

８　第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

９　第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

（改正前）

第二節　審判手続

（新設）

第百七十八条　内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一　第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二　第百七十二条の二第一項又は第二項に該当する事実

三　第百七十三条第一項に該当する事実

四　第百七十四条第一項に該当する事実

五　第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

②　内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

③　重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する発行開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

④　第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑤　重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（有価証券報告書等及び半期・臨時報告書等をいう。以下この項並びに第百八十五条の七第二項、第三項及び第十九項において同じ。）を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該継続開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑥　第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑦　第百七十四条第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑧　第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑨　第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】

（改正後）

第二節　審判手続

第百七十八条　内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一　第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二　第百七十二条の二第一項又は第二項に該当する事実

三　第百七十三条第一項に該当する事実

四　第百七十四条第一項に該当する事実

五　第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

②　内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

③　重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する発行開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

④　第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑤　重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（有価証券報告書等及び半期・臨時報告書等をいう。以下この項並びに第百八十五条の七第二項、第三項及び第十九項において同じ。）を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該継続開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑥　第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑦　第百七十四条第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑧　第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑨　第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

（改正前）

第二節　審判手続

第百七十八条　内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一　第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

（二　新設）

二　第百七十三条第一項に該当する事実

三　第百七十四条第一項に該当する事実

四　第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

②　内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る同項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

③　重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

④　第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

（④　新設）

⑤　第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑥　第百七十四条第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑦　第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑧　第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二節　審判手続

第百七十八条　内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一　第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二　第百七十三条第一項に該当する事実

三　第百七十四条第一項に該当する事実

四　第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

②　内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る同項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

③　重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

④　第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑤　第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑥　第百七十四条第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑦　第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

⑧　第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

（改正前）

（新設）